



庄原市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項及び庄原市監査委員監査執行規程第4条の規定により「平成20年度前期定期監査」を実施し、その結果を公表した。今回、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり改善措置を講じた旨通知があったので、これを公表する。

平成20年10月16日

庄原市監査委員 藤原 公昭
庄原市監査委員 秋山 願





平成 20 年 10 月 15 日

庄原市監査委員 様

庄原市教育委員会教育長



平成 20 年度定期監査結果報告の要望事項に対する取り組み方針について

このことについて、別紙のとおり提出しますので、よろしく申し上げます。

平成 20 年度定期監査結果報告の要望事項に対する取り組み方針について

教育委員会

課名	項目	要望事項	取り組み方針	根拠規定
教育総務課	(1) 学校給食配送業務委託事務、学校給食用副食物資等輸送業務委託事務について	学校給食配送業務(高・峰田・板橋・山内学校給食共同調理場)と学校給食配送業務(庄原学校給食共同調理場)については、同様の業務であるにもかかわらず、異なる扱いがされており、適正な契約とは言い難い。	<p>高・峰田・板橋・山内学校給食共同調理場配送業務については、業務実績により随意契約を行ってきたところです。また、適正配置計画に基づき配送校が変わるなど状況変化に対応するため単年契約としてきたところです。</p> <p>平成 19 年度庄原学校給食共同調理場からの配送業務につきましては、専用車両の耐用年数及び平成 19 年度から長期継続契約の締結ができるようになったことから、5 年契約としています。</p> <p>ご指摘のとおりこれらは同様の業務と考えられますが、今後これまでの経緯や車両の耐用年数等をふまえ、業者に周知を行ったうえ、競争入札等を検討し、契約の公平性、透明性及び経済性を発揮したいと考えます。</p>	

	<p>学校給食配送業務(高・峰田・板橋・山内学校給食共同調理場)と学校給食用副食物資等輸送業務については、必要な情報の提供を行えば、他の業者でも可能と考えられるため、数者から見積書を徴するか、指名競争入札による契約を検討され、契約の公平性、透明性及び経済性を発揮されたい。</p>	<p>上記(1)同様に対応します。</p>	
	<p>学校給食配送業務(庄原学校給食共同調理場)の契約事務において、業務説明会の通知が届かず、欠席した業者から申立書が提出されているが、通知の到達確認について検討されたい。</p>	<p>業務説明会の案内文書に、通知が各業者へ届いたら担当課に連絡を入れて頂くよう案内文書に記載し、通知の到達確認を行います。</p>	
(2) 給食調理業務委託事務について	<p>庄原市総合サービス株式会社と締結している業務委託契約書に異なる金額の収入印紙が貼付されていたので、契約締結時に印紙税法に基づく適正な金額が貼付されているか確認されたい。</p>	<p>今後、印紙税法に基づく適正な金額が貼付されているか確認し、契約を行います。</p>	<p>印紙税法</p>
	<p>調理物品の使用貸借契約書を確認したところ、取得価格100万円以上の物品が見受けられたが、市長への報告がなされていなかったため、物品管理規則に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>今後、庄原市物品管理規則に基づき適正な事務処理に努めます。</p>	<p>庄原市物品管理規則</p>
	<p>一連の事務手続きにあたっては、予定価格の設定や検査調書の作成等が見られなかったため、法令を遵守されたい。</p>	<p>今後、庄原市契約規則に基づき適正な事務処理に努めます。</p>	<p>庄原市契約規則</p>

(3) 庄原地域小学校通学補助金交付事務について	<p>小学校通学補助金等交付要綱では交付申請者（保護者）に交付決定通知をすることになっているが、学校長へ通知されていたので、実情と要綱を整理されたい。</p>	<p>この補助金がバス定期券購入費等に当てられるなどの性格を加味すると、学校長が保護者から権限委任を受け事務処理を行う方が効率的であると考え、今後要綱の一部改正を行い、保護者には補助金の趣旨を周知させながら、手続きは「権限委任」条項を設けるなど、学校長に事務的な権限を委任する方向で整理していきます。</p>	庄原市小学校通学補助金等交付要綱
	<p>1学期分の補助金については、5月に交付決定されていたので、始業前に交付決定するよう改善されたい。</p>	<p>補助金交付対象者を把握する作業等に一定の期間を要することから、これまで5月に交付決定していましたが、今後学校への協力を求め、できるだけ早期での交付決定ができるよう検討します。</p>	庄原市小学校通学補助金等交付要綱
(4) 庄原地域学校給食会運営費補助金交付事務について	<p>交付決定額と異なる額で確定しているが、学校給食会が事業変更しているため、補助金交付規則に基づく事業変更承認申請書を提出するよう学校給食会を指導されたい。</p>	<p>庄原地域学校給食会運営費補助金は、実績報告に先立っての補助金交付となるので、概算払いの事務手続きを行うこととし、事業完了届提出後、実績に基づいて精算を行うよう指導します。</p>	庄原市補助金交付規則
	<p>補助金を月払いしているが、実績報告に先立っての補助金交付となるので、交付時期を明確するために要綱を制定されたい。</p>	<p>庄原地域学校給食会運営費補助金交付要綱を制定し、概算払いの交付時期、補助金交付事務処理等の様式を定めるなど、事務手続きを明確にします。</p>	庄原市補助金交付規則

課名	項目	要望事項	取り組み方針	根拠規定
教育指導課	(1) 帝釈理科講習会 業務委託事務について	概算払により支払い精算しているが、委託料の支払いについては、概算払のできる経費として会計規則に規定されていないので、前金払を検討されたい。	平成 20 年度から前金払により支払いを行います。	庄原市会計規則
		契約書を確認したところ、記載事項の不備が見受けられたので、契約規則に基づき適正な契約事務に努められたい。	平成 20 年度委託契約から契約条項に必要な事項を記載した条項で契約します。	庄原市契約規則
(2) 庄原市 P T A 連 合会補助金交付事務 について	実績報告に先立って補助金を交付しているのに、交付決定起案に交付を必要とする理由を明記されたい。	交付決定起案に交付決定に係る理由を明記し、適正に実施するように努めます。		
	繰越金が補助金交付額を上回っているため、補助金の必要性及び有効性を検証されたい。	補助金の必要性及び有効性については、検証を行います。現状においては必要であると認識しています。		
	補助目的等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。	補助金交付要綱を作成し、それに基づき適正に実施するように検討します。		
(3) 東城高等学校教 育振興事業補助金交 付事務について	実績報告に先立って補助金を交付しているのに、交付決定起案に交付を必要とする理由を明記されたい。	今後は、概算払いを行う場合は、その理由を記載した請求書を求めて適正に事務処理を行います。		
	補助金の交付確定通知がなされていなかったため、補助金交付規則に基づき通知書により確定されたい。	今後は、補助金交付規則に基づいて補助金交付確定通知を行います。	庄原市補助金交付規則	
	補助金によりクラブ活動を支援するため、グラウンド整地用としてトラクターを購入しているが、補助対象経費を明確にするため要綱を制定されたい。	平成 21 年度から適用するため補助金交付要綱を制定します。		

課名	項目	要望事項	取り組み方針	根拠規定
生涯学習課	(1) 学校体育施設使用料徴収事務について	出納員が収納した使用料の市指定金融機関への払い込みが、遅延しているものが見受けられたので、出納員事務取扱要領に基づき適正な事務処理に努められたい。	使用料の払い込みについては、高・東・川北小学校において、担当職員の休暇・出張あるいは他の徴収分とまとめて入金したことなどにより遅延した例が認められる。学校体育施設開放事業については、毎年度4月に事務取り扱いにかかる事務説明会を実施しているが、当該指摘事項にかかる内容を含め、再度、関係規則等の周知徹底を図ります。	庄原市出納員事務取扱要領
		峰田小学校屋内運動場を使用した2団体について使用料減免決定しているが、公立学校体育施設の開放に関する条例に基づく使用料減免決定の特別な理由があるとは認められないので、適正な減免の決定事務に努められたい。	2団体(新スポーツ会、JA庄原女性部峰田地区女性部)の減免については、公民館(現自治振興センター)を介しての申請であったため、よく事案を精査せず許可したものである。本事例についても前述の事務説明会等の機会を捉え、適切な対応を図るよう周知徹底します。	庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例 庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例施行規則
	(2) 文化財保護管理業務委託事務について	随意契約による契約であり、適用条項については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第3号としているが、全契約の予定価格が契約規則で定める金額以下であるので、適用条項を第1号に改められたい。【教育総務課】	ご指摘のとおり、適用条項を第1号に改めます。	
		「比和牛供養田植」保存業務については、年度中途に委託料が支払われているが、前金払ができるよう契約条項を改めら	契約条項を改め、前金払ができるよう改めます。	庄原市契約規則

		りたい。		
(3) 田園文化センター総合管理業務委託事務について		契約履行確認の検査調書が作成されていなかったため、契約規則に基づき適正な事務処理に努められたい。	検査調書の作成を行います。	
		2年間の長期継続契約を締結しているが、1年間分の契約金額で収入印紙が契約書に貼付されていたため、契約締結時に印紙税法に基づく適正な金額が貼付されているか確認されたい。	指摘のとおり過誤があったため、業者へ不足分について追加貼付するよう指導するとともに、今後適正に行うよう指導を行います。	
(4) 運動広場指定管理事務について		精算対象となる修繕費について、実績報告書を確認したところ、運動広場法面草刈撤去処理費を修繕費として報告し、教育委員会は了承しているところであるが、指定管理者はシルバー人材センターへ運動広場法面草刈撤去を委託しており、修繕費とは言い難いので、適正な事務処理に努められたい。	本施設は、平成19年度からの指定管理となっているが、管理上、法面の草刈りを実施した後に引き渡すこととなっていた。しかし、予算上草刈後の撤去ができないままでの引渡しとなっていた。この撤去費用を修繕料として処理した事は不適切で、本来なら委託料で対応すべき事案であった。今後は、適切な費目で対応・処理するよう徹底します。	
(5) 補助金交付事務について (庄原市地域女性団体連絡協議会補助金・庄原市子ども会連合会補助金・庄原市文化協会補助金・庄原市体育協会運営		ア．補助金の支出を万全にするためにも、補助金の目的や交付の基準、手続き等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。	当該補助金が「運営費補助」であることから現在は、「庄原市補助金交付規則」によって処理しているが、補助金の支出に万全を期すため、要綱を制定します。	
		イ．補助金が下部組織へ配分されているが、補助金の有効かつ適正な執行を確認するため、下部組織に係る活動実績、決算書類の提出を求められたい。	補助金交付団体の下部組織として庄原市地域女性団体連絡協議会は4団体・庄原市子ども会連合会3団体・庄原市文化協会7支部・庄原市体育協会7支部・	

補助金・庄原市スポーツ少年団育成支援事業補助金)		庄原市スポーツ少年団育成支援事業7支部ある。指摘のとおり、20年度補助金からは下部組織にかかる実績報告及び決算書類の提出を求め、補助金の適正な執行を確認するとともに、有効な活用を指導します。	
	ウ.実績報告に先立っての補助金交付の必要がある場合は、交付決定起案に必要とする理由を明記し、通常払でなく概算払とされたい。	補助金については運営補助金という性格上、実績報告に先立っての交付となる。したがってその交付時期・理由等を明記した起案をもって概算払いの事務手続きを行うこととし事業完了届提出後、実績に基づいて精算を行います。	
	庄原市文化協会補助金；収入及び支出の際の事務処理が、出納簿への記帳及び証拠書類（領収書）の添付のみとなっていた。については、収入や支出の帳票様式を作成し、会長の決裁欄を設けることについて検討されるべきである。	平成20年度より決裁欄を有する支払調書の書式を示し、団体に指導助言した。なお、請求書・領収書の添付と項目別予算差引簿の徹底も併せて指導します。	